

2026年8月28日

本 社 所 在 地 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目 23 番 5 号
会 社 名 株式会社サニーサイドアップグループ
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 次原 悦子
(コード番号：2180)
問 合 せ 先 執行役員 グループ経営管理部長 大竹 貴也
電 話 番 号 03-6894-3232

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る 承認決議に関するお知らせ

当社は、2026年7月17日付で公表した「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「2026年7月17日付当社プレスリリース」といいます。）及び2026年7月22日付で公表した「（訂正）「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」の一部訂正について」（以下「2026年7月22日付当社訂正プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案を付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は本日から2026年9月15日まで整理銘柄に指定された後、2026年9月16日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は、2026年7月17日付当社プレスリリース及び2026年7月22日付当社訂正プレスリリースに記載のとおりです。

（1）併合する株式の種類

普通株式

（2）併合比率

当社株式について、1,440,960株を1株に併合いたします。

（3）減少する発行済株式総数

14,811,334株

(注) 当社は、2026 年 7 月 17 日開催の取締役会において、2026 年 9 月 17 日付で自己株式 386,256 株（2026 年 7 月 10 日時点で当社が所有する自己株式の全てに相当します。）を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

(4) 効力発生前における発行済株式総数

14,811,344 株

(注) 当社は、2026 年 7 月 17 日開催の取締役会において、2026 年 9 月 17 日付で自己株式 386,256 株（2026 年 7 月 10 日時点で当社が所有する自己株式の全てに相当します。）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

(5) 効力発生後における発行済株式総数

10 株

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

40 株

(7) 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(i) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社アカツキ（以下「公開買付者」といいます。）及び当社の代表取締役である次原悦子氏が全ての議決権を有する資産管理会社である株式会社ネクストフィールド（以下「NF」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた金銭を、端数が生じた当社の株主の皆様に対して、その端数に応じで交付いたします。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び NF のみとすることを目的とする一連の取引の一環として行われるものであること、当社株式が 2026 年 9 月 16 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前営業日である 2026 年 9 月 17 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者により 2026 年 5 月 14 日から 2026 年 6 月 24 日まで実施された当社株式及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 1,320 円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

（注）「本新株予約権」とは、2023 年 6 月 16 日開催の当社取締役会決議に基づき発行された第 8 回新株予約権（行使期間は 2026 年 10 月 1 日から 2029 年 9 月 30 日まで）をいいます。

(ii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称
株式会社アカツキ（公開買付者）

(iii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を、自己資金及び株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）からの借入れにより賄うことを予定しているとのことです。

当社は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された、みずほ銀行からの借入れに関する 2026 年 5 月 13 日付融資証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

以上により、当社は、公開買付者による 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2026 年 9 月下旬を目途に、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026 年 10 月下旬から 11 月上旬を目途に当該当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2026 年 12 月下旬を目途に、当

該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の事務に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

2. 第 2 号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、2026 年 7 月 17 日付当社プレスリリース及び 2026 年 7 月 22 日付当社訂正プレスリリースに記載のとおりです。

- (1) 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 40 株に減少することになります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものです。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 10 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第 7 条（単元株式数）及び第 8 条（単元未満株式についての権利）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものです。
- (3) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者及び NF のみとなり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、市場取引等による自己株式の取得に関する規定、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供措置に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第 9 条（自己の株式の取得）、第 10 条（基準日）及び第 15 条（電子提供措置等）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものです。なお、当該変更の効力が生じた場合、2026 年 9 月下旬に開催を予定している定時株主総会につきましては、開催時点の株主をもって議決権を行使できる株主として取り扱う予定です。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である 2026 年 9 月 18 日に効力を生じる予定です。

3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2026 年 8 月 28 日（金）
整理銘柄指定日	2026 年 8 月 28 日（金）
当社株式の最終売買日	2026 年 9 月 15 日（火）（予定）
当社株式の上場廃止日	2026 年 9 月 16 日（水）（予定）
本株式併合の効力発生日	2026 年 9 月 18 日（金）（予定）

以上